第一種大麻草採取栽培者死亡届

免 許 証 の	番号	第	号	免許年月日		年	月	日
免 許 証 の	種 類			氏 名				
届出の	理由							
- 네너	所 在 地							
栽 培 地	名 称							
現 在 の 大 麻 草 の作 付 面 積								
現 に 管 理 大麻の品名及		品		名	数			量
八州り田石及	び数里	н		H	¥4.			Ħ
現に管理す 不能未処理		品		名	数			量
品名及び	数量				No.			
現に管理する品名及び	数量	品		名	数			量
(大麻草栽培者は除	(,)							
現に管理するは繊維の	数量							
(第一種大麻 栽 培 者 に 限								
備	考							
上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。 年月日日								
		住 所 (法人又は団体 ては、主たる の所在地を含	にあっ 事務所 む					
		届出義務者続柄						
		氏 名 (法人又は団体 ては、その名 役員の氏名を	にあっ 称及び 含む					
長野県知事	殿							

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

第一種大麻草採取栽培者死亡届

事 項	1 免許の取消しを受けようとするとき					
根拠法令	法第 12 条の 7 第 3 項 省令第 8 条第 3 項					
提出部数	2部(薬事管理課 1部、保健所 1部)					
添付書類	免許証(紛失した場合は、紛失理由書)					
その他	1 届出の理由を具体的に記載させること 2 現在の大麻草の作付面積は、アール換算で算出させること 3 大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載させ、数量は品種ごとにその重量を記載させること (数量の考え方) 栽培中の大麻草の本数は、概ね 100 本を超えるような場合は、1メートル四方における本数×作付面積として計算させること、また、収穫したものは、重量で計上して記載させること(複数品種を栽培している場合は品種ごとの重旦かお、重量で記載させる場合はキログラム単位又はグラム単位で表し、これを四捨五入させること 重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草1本当たりの重量×推定本数で計算させるなどして重量を推定し、この場合、少数点以下の端数は省略させて差し支えないこと大麻草に品名がない場合は、栽培年(西暦)一特定の番号で分類して記載させること(例「2025-1」) 4 繊維の数量は、重量で記載させること 5 この届について、保健所は、現地確認を行うこと。 6 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者「に譲り渡した日から15日以内に洗り渡させるとともに、譲り渡した日から15日以内に洗り渡させるとともに、譲り渡した日から15日以内に廃棄を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄局の手続きをとらせたうえで、事由の生じた日から50日以内に廃棄させること (関連手続き) ○ 大麻等譲渡届 ○ 麻薬廃棄届 ※免許期間満了者等・・・法第12条の8第1項に規定する免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその盲を届け出なければならない者					